

ソーシャルファーム制度について
— その成立と問題点 —

共同連 代表 齋藤縣三

1. ソーシャルファーム制度とは何か。

(1) 1980年より強まった欧米での社会的排除に対応する社会的企業、社会的企業組合などの動きが広がってきた。

社会的排除にあった人々が就労できたり、それらの人々への支援を行う事業をつくる制度を指している。

(2) わが国においては、それらの動きを「ソーシャルファーム」と総称して元環境省事務次官炭谷茂さんが「わが国に2000のソーシャルファームをつくらう」と呼び掛けて「ソーシャルファーム ジャパン」という組織を立ち上げている。

2. イタリア社会的協同組合法

(1) 1991年に成立したこの法律は、ヨーロッパにおける社会的企業や社会的協同組合の出発たる法制度である。

(2) 社会的に排除された人を30%以上含む就労事業所をA型、それらの人々への社会サービス・教育サービスをB型、その二つを併せた混合型の3つがある。

(3) 補助金制度ではなく、そこでの就労やサービス事業を成立させる。公的業務の優先発注の仕組みや価格以外の社会的評価点を重視する入札制度の導入など社会的協同組合を育成する仕組みがあり、制度ができて30年を経過する中で社会的協同組合は成長し続けている。

3. 韓国社会的企業育成法

(1) アジアにおいて初めて社会的に排除された人々を支える社会的企業の仕組みを導入した法で2007年に成立。

(2) 社会的に排除された人々を脆弱階層と規定し、それらの人々への就労機会及びサービス提供を行なう型を設けることはイタリア社会的協同組合を下敷きとして構想されており、全く共通している。

(3) ただ、イタリアの場合とは違い、公的業務の優先発注などの仕組みは充分ではなく、その点を人件費や設備費の補助などの様々な補助制度を整備することで成り立っている。

(4) 東京都のソーシャルファーム制度はこの韓国の社会的企業育成法を下敷きとしており予備的社会的企業というあり方をまねて予備認証と本認証という形をとっている。

4. 東京都ソーシャルファーム制度の問題点と課題

制度募集の出発の時点から問題点は既にいくつもの点で明らかになっている。

(1) 就労困難者の認定のあり方

様々な就労困難者を対象とできる考え方が確立しておらず、障害がある人など既にある福祉制度などの定める対象者に偏った認定となっている。

(2) 補助の考え方

イタリアのような考え方に立っておらず、行政補助金に依拠した仕組みとなっており個々の事業体の事業力を高める支援制度となっていない。

(3) 予備認証・本認証

韓国の仕組みを導入しているようで、それとは全く似て非なるものである。韓国では、予備的社会的企業の段階で支援を始め、社会的企業として認定された後もしっかりとした援助を行っていく。東京の制度は、本認証された事業を育てるものとはなっていない。

(4) 5年間の時限制度

韓国においても予備的社会的企業から5年という期間が定められており、そのことでの問題点はいろいろと指摘されている。ただ韓国では、それ以上の応援をする仕組みがあるが、東京では5年経過するとソーシャルファームという認証名が残るだけである。

(5) 各行政や社会全体での支援

イタリアや韓国においては、単なる事業所への支援ではない国や自治体の支援機関づくりや、企業及び市民を巻き込んだ支援の仕組みがつけられているが、東京には全くそれがない。

(6) その他の問題点

ソーシャルファーム選定の基準や過程の非公開、都下の自治体への広がりを欠くなどいくつもの問題を有している。

(7) 今後の課題

折角多くの予算をつぎ込み、全国の模範たる制度になる可能性を持った制度であり、今後可能な限りの改善・改革を強く望むものである。とりわけ本認証された事業を継続していけるような仕組みをつくり、自治体や企業・市民活動団体との連携ができるようにすることで、地域社会が支えていけるようにすべきである。そのためにも、審査委員会とは別個に、この事業の育成を望む様々な関係者を集めて制度検証・検討委員会を設置すべきである。

以上

東京都ソーシャルファーム制度に対する改善の提案

2023年1月7日

東京都ソーシャルファームを考える会

これまで、当会では東京都ソーシャルファーム制度担当者との懇談の機会を通じ、何度かソーシャルファーム制度に関する改善の提案を行ってきました。条例が施行されてから3年が経ちましたが、認証・予備認証に応募する事業所の広がりを見ても、日本で初めて導入されたこの制度が、草の根で活動している社会的事業所にとり、大いに改善が必要なのではないかと考えております。

今回「『共に働く』ことをひろげるー東京都ソーシャルファーム条例を検証する」シンポジウムの開催にあたり、次の5点について制度改善を提案いたします。

I ソーシャルファームに対する支援のあり方について

①認証ソーシャルファームの補助対象となる経費の範囲の拡大

認証ソーシャルファームの補助対象となる経費は、予備認証事業所に対する補助と比較しても、大変限定されています。例えば、設備の更新や新たな設備の導入に対する助成、ソーシャルファームの従業員を対象とした技能講習や資格取得の機会保障、就労困難者の社会保険料に対する助成などを補助対象とすることによって、認証ソーシャルファームの安定的な事業運営を支える支援を行ってください。

②公的優先発注等の間接的支援の導入

人件費や家賃等に対する直接的支援だけでなく、公的優先発注や租税の減免などの間接的支援は、ソーシャルファームの中長期的な事業の安定にとって、決定的に重要な役割を持っています。また公的優先発注については、都だけでなく市区町村の役割が、非常に重要です。市区町村に対する公的優先発注の働きかけ、ソーシャルファームの優先調達計画への組み入れ、ソーシャルファームに考慮した総合評価制など入札制度の改革、都税の減免、6年目以降の間接的支援の継続などの措置を、是非導入してください。

II 制度の定着に向けた取り組みについて

①市区町村に対する働きかけ

ソーシャルファーム制度の定着にとって、市区町村の役割は非常に重要です。また、前述した公的優先発注においても、市区町村による財政的支出は大変大きなものがあります。市区町村ごとの要綱作成及び担当窓口設置の働きかけ、市区町村と連携した公的優先発注等の推進、公的優先発注等ソーシャルファーム関連の市区町村の支出に対する費用補助などを是非行ってください。

②6年目以降を見据えた施策の実施

ソーシャルファームの事業的課題は5年という時限で解決するものではなく、行政による支援は6年目以降も継続すべきだと考えます。中長期の事業計画立案に向けて現場の事業担当者を交えた検討委員会の設置、6年目以降の支援継続に関するプラン作成などの措置を採ることによって、中長期の制度定着に取り組んでください。

Ⅲ 認証審査や助成金申請の手続きについて

① 認証審査会の改革

ソーシャルファームの認証審査手続きにおいて、認証審査会の役割は非常に大きいにも関わらず、そのメンバーは公表されていません。認証審査会メンバーの公表、性別・現場経験等を考慮した認証審査会の構成の変更、認証審査会による現地調査の実施などを行い、ソーシャルファーム運営の現場状況を十分に理解する認証審査会に改革してください。

② 申請時に提出する書類の簡略化

現行の認証審査や助成金申請は、提出書類があまりに膨大で認証・予備認証事業所に大きな負担を強いており、零細で体力の弱い事業所の認証申請を阻害しているとさえ言えます。必要性の薄い書類の簡素化、月例報告や作業日報、雇用支援計画書、支援実績等の書類負担の簡略化を是非進めて下さい。

Ⅳ 就労困難者の認定基準について

① 就労困難者の範囲の明確化

現在の就労困難者に対する規定は、あまりに曖昧であり、誰を対象とした制度なのか明確性を欠いています。例示的な列挙による基準の明確化、一定年収以下の生活困窮や一定期間以上の失業状態等の客観的な基準の導入を行い、就労困難者の範囲を広げるために基準を明確にしてください。

② 就労困難を証明する手段の多様化

就労困難の状況は多種多様であり、それを証明する手段についても、公的な書類や医療機関が発行する書類等だけでは、真にソーシャルファーム制度を必要とする人々が除外されてしまう可能性があります。医療や生活支援等の制度から疎外されたケースの実態に沿った対応、家族や友人等からの申し立て書の認定を通じて、多種多様な就労困難の状況を包摂する制度にしてください。

Ⅴ 「ともに働く」という基準の実質化について

① 福祉的就労制度との区別の明確化

ソーシャルファーム認証の基準として、就労困難者と他の従業員が「ともに働く」ことが挙げられていますが、実際の制度内容は「ともに働く」という理念に沿っていないものとなっています。「ともに働く」という文言は、支援者・利用者、支援・被支援という上下の立場ではない、対等・平等な働き方であるはずですが、現行の制度では庇護付きの福祉的就労の制度との区別が明確になっていない点が多々見られます。雇用支援計画書や月例報告、作業日報など庇護付きの福祉的就労の制度で要求されるような書類の撤廃、就労困難者の要件にある「配慮すべき実情等に応じた支援の必要性」という文言の削除などを行うことによって、「ともに働く」という基準を実質化し、福祉的就労制度と区別された対等・平等な働き方を、推進してください。